

北見市まなび学級開設要項

(目的)

第1条 北見市まなび学級(以下「まなび学級」という。)は、自らの多様な生涯をより豊かに主体的に生きるために、社会及び生活上の課題等についての学習を一定期間にわたって計画的・継続的かつ集団的に行う。将来的には自主的学習を目指してグループ・サークルの活動力を高めることを目的とする。

(対象)

第2条 まなび学級は、北見市民で、学習に適する人員をもって編成しているグループ・サークル等を対象とする。ただし平成23年から5年間継続活動したグループ・サークルは、その後制限(第6条に記載)つきで3年間の継続を認めるがそれ以降については目的を達成したものと考え、対象外とする。

(開設期間及び学習回数)

第3条 まなび学級の開設期間は、毎年度、5月から翌年2月までとし、原則として、5回以上(1回2時間程度)の学習会を実施することとする。

(学習内容)

第4条 まなび学級の学習内容は、概ね、次に掲げるものとする。

- (1) 地域活性化及び社会連帯意識の形成に寄与する内容
- (2) 現代的課題に関する学習(生命、健康、人権、まちづくり、少子高齢化、科学技術、情報、国際化、人口、家庭・家族、食料、環境、資源、エネルギー他)
- (3) 男女共同参画社会の形成に寄与する内容
- (4) グループ・サークルの運営向上に関する内容
- (5) 市教委主催事業等への参加・協力
- (6) その他

(提出書類)

第5条 まなび学級を開設する1ヶ月前までに、所定の学習計画書を作成し、生涯学習課へ提出することとする。

2 まなび学級の全日程終了後2週間以内を目途に、所定の学習報告書を作成し、生涯学習課へ提出することとする。

(経費)

第6条 まなび学級に要する経費のうち、講師等謝礼金・託児等委託料・会場使用料(市教委所管の社会教育施設に限る)については、予算の範囲内(上限50,000円)において、市費をもって充てることとする。ただし平成23年から5年間活動経過しているグループ・サークルについては、上限を25,000円とし3年間のみ市費をもって充てる。

2 講師等謝礼金は、「社会教育事業における各種講師謝礼取扱い」に基づく額とする。ただし、学級生による講師等は謝礼の対象外とする。

(補則)

第7条 それぞれの学級は、スポーツ安全保険等に加入し、安全な学習活動に努めることとする。

附 則

この要項は、平成18年3月5日より施行する。

この要項は、平成23年4月1日より施行する。

この要項は、平成25年4月1日より施行する。

この要項は、平成28年4月1日より施行する。